

第1章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、昭和21年3月から、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続が開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当労働委員会の現任の委員は、令和3年10月13日に任命された第48期の委員であり、名簿は資料(39頁)のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当労働委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期を定め、資料(40頁)に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき令和4年12月16日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、上記(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

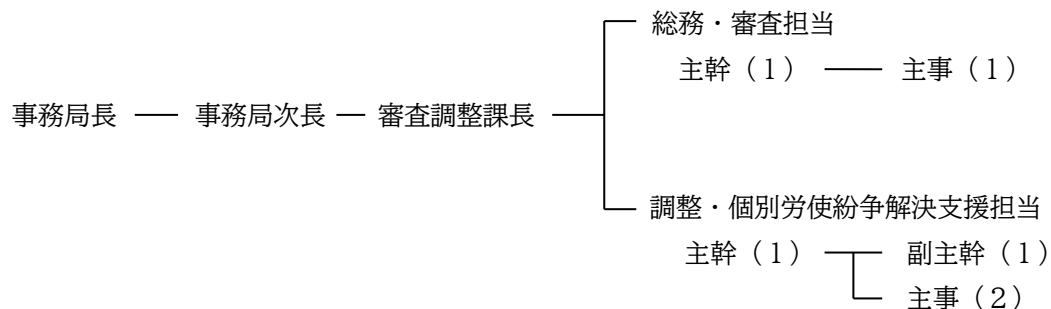
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

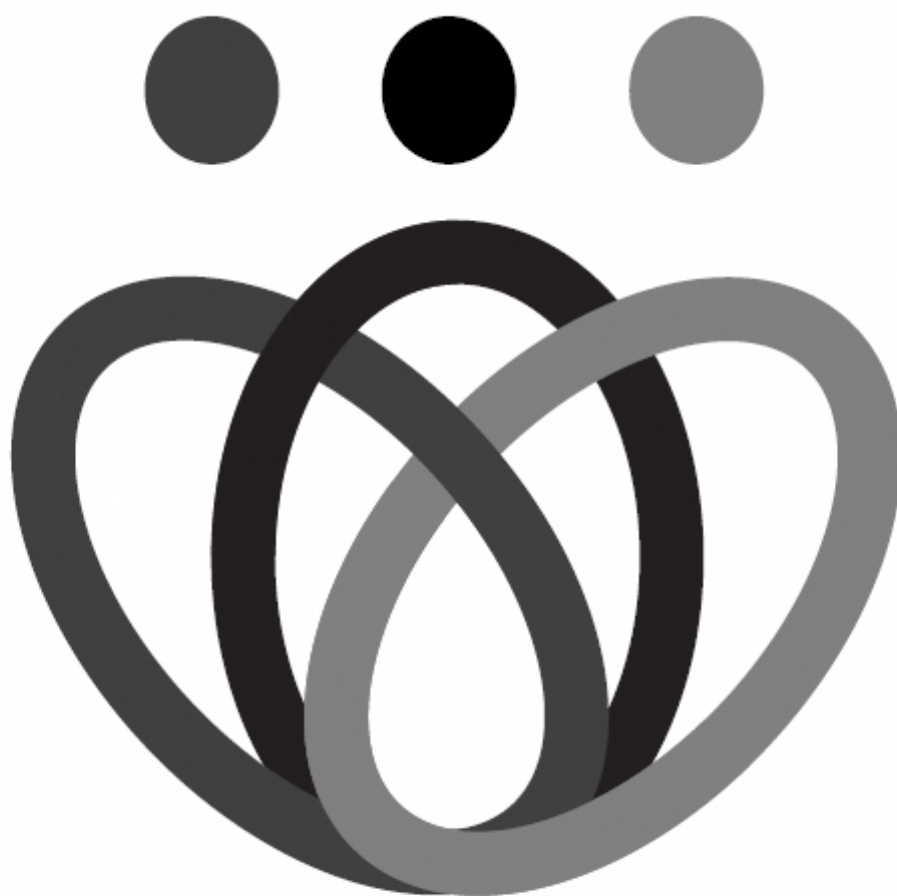
職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。



(5) 個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から当労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置している。設置要綱は資料(68頁)のとおりである。

なお、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称及びロゴマークを公募し、次のとおり決定している。



労使ネットとっとり

(労使ネットの趣旨)

労使間に話合いのためにネット（網）をはり、紛争解決を支援します。

(ログマークの趣旨)

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。

公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

(6) 労働委員会の予算

令和4年度当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	38,461	57,312	95,773

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の水曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、労働組合法第27条の規定により、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第24条の2及び労働委員会規則第5章の規定により、公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

審問開始前に審査の計画を定め、証拠調べを行い、命令を発するのに熟したときは事実の認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (5) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から 30 日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第 20 条及び労働関係調整法第 2 章から第 4 章まで並びに労働委員会規則第 7 章の規定により、あっせんにあつてはあっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員 3 人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (7) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (8) 地方公営企業等労働関係法第 5 条第 2 項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、令和 4 年に取扱ったものはなかった。
- (9) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 4 条から第 10 条までの規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。
- (10) 個別労働関係紛争に関する労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 3 条の規定により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
1	12 26	水 水	第1338回定例総会 (Web会議) 第1339回定例総会 (Web会議)	17 25	月 火	令和4年(個) 第1号事件受付 令和4年(個) 第2号事件受付
2	2 9 24	水 水 木	中国地区労働委員会会長連絡会議、 事務局長連絡会議 (Web会議) 第1340回定例総会 (Web会議) 第1341回定例総会 (Web会議)	3 10 19	木 木 土	令和4年(個) 第1号事件第1回あっせん (解決) 令和4年(個) 第3号事件受付 令和4年(個) 第2号事件第1回あっせん (解決)
3	9 23 28	水 水 月	第1342回定例総会 (Web会議) 第1343回定例総会 (Web会議) 労委労協中国ブロック幹事会 (Web会議)	7 8 29 30	月 火 火 水	令和4年(個) 第4号事件受付 令和4年(個) 第5号事件受付 令和4年(個) 第6号事件受付 令和4年(個) 第7号事件受付 令和4年(個) 第8号事件受付 令和4年(個) 第6号事件終結 (関与解決) 令和4年(個) 第9号事件受付
4	13 27	水 水	第1344回定例総会 (Web会議) 第1345回定例総会 (Web会議)	4 6 11 13 15 20	月 水 月 水 金 水	令和4年(個) 第8号事件終結 (打切り) 令和4年(個) 第10号事件受付 令和4年(個) 第3号事件第1回あっせん (打切り) 令和4年(個) 第5号事件終結 (関与解決) 令和4年(個) 第4号事件終結 (関与解決) 令和4年(個) 第11号事件受付 令和4年(個) 第7号事件終結 (関与解決)
5	11 25 31	水 水 火	第1346回定例総会 (Web会議) 第1347回定例総会 (Web会議併用) 中国地区労働委員会連絡協議会定例総会 (広島県)	6 9 10 23	金 月 火 月	令和4年(個) 第9号事件第1回あっせん (解決) 令和4年(個) 第12号事件受付 令和4年(個) 第10号事件第1回あっせん 令和4年(個) 第13号事件受付
6	2 8 22 26	木 水 水 日	労委労協中国・四国ブロック総会及び研修 会 (Web会議) 第1348回定例総会 第1349回定例総会 (Web会議併用) 日曜労働相談会 (東・中・西部)	1 4 6 13 24 27 29	水 土 月 月 金 月 水	令和4年(個) 第14号事件受付 令和4年(個) 第11号事件第1回あっせん (解決) 令和4年(個) 第10号事件第2回あっせん 令和4年(個) 第12号事件第1回あっせん (解決) 令和4年(個) 第14号事件終結 (打切り) 令和4年(個) 第15号事件受付 令和4年(個) 第16号事件受付 令和4年(個) 第17号事件受付 令和4年(個) 第13号事件第1回あっせん (解決)

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
7	12	火	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (岡山県)	4	月	令和4年(個)第18号事件受付
	13	水	第1350回定例総会(Web会議併用)	25	月	令和4年(個)第10号事件第3回あっせん (解決)
	27	水	第1351回定例総会(Web会議併用)	26	火	令和4年(個)第15号事件第1回あっせん (解決)
						令和4年(個)第16号事件第1回あっせん (解決)
						令和4年(個)第17号事件第1回あっせん (解決)
8	1	月	中国地区労働委員会事務局審査主管課長 会議(Web会議)	19	金	令和4年(個)第18号事件第1回あっせん (打ち切り)
	10	水	第1352回定例総会(Web会議)			
	24	水	第1353回定例総会(Web会議)			
	30	火	中国地区労働委員会事務局調整主管課長 会議(Web会議)			
9	1	木	公労使委員合同研修(東京都:~2日)	12	月	令和4年(個)第19号事件受付
	14	水	第1354回定例総会(Web会議)	14	水	令和4年(個)第20号事件受付
	28	水	第1355回定例総会(Web会議併用)	28	水	令和4年(個)第21号事件受付
10	12	水	第1356回定例総会(Web会議併用)	4	火	令和4年(個)第22号事件受付
	26	水	第1357回定例総会(Web会議併用)	11	火	令和4年(個)第20号事件第1回あっせん (解決)
	30	日	日曜労働相談会(東・中・西部)	18	火	令和4年(個)第23号事件受付
				21	金	令和4年(個)第24号事件受付
				25	火	令和4年(個)第19号事件第1回あっせん (打ち切り)
						令和4年(個)第21号事件終結(取下げ)
				28	金	令和4年(個)第23号事件終結(打ち切り)
11	9	水	第1358回定例総会	11	金	令和4年(個)第25号事件受付
	17	木	全国労働委員会連絡協議会総会及び公益 委員連絡会議、使用者委員連絡会議総会、 労委労協総会(東京都:~18日)	17	木	令和4年(個)第22号事件終結(関与解決)
	24	木	第1359回定例総会 企業視察	25	金	令和4年(個)第26号事件受付
	28	月	全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (東京都)	28	月	令和4年(個)第24号事件終結(関与解決)
	29	火	全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (東京都)			
12	1	木	公労使委員個別紛争専門研修 (東京都:~2日)	5	月	令和4年(個)第27号事件受付
	14	水	第1360回定例総会(Web会議併用)	8	木	令和4年(個)第25号事件終結(打ち切り)
	20	火	出前講座 (境港総合技術高校:20・21・22日)	9	金	令和4年(個)第28号事件受付
				13	火	令和4年(個)第29号事件受付

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間の関係を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

令和4年には定例総会が23回開催された。

※令和2年から、Web会議による開催が導入された。

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1338回	1.12	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1337回定例総会(12月22日)議事録の承認について 2 令和3年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 3 出前講座について 4 その他
1339回	1.26	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1338回定例総会(1月12日)議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任について 3 令和3年度中国地区労使関係セミナーについて 4 第1回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会議事録について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 その他
1340回	2.9	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1339回定例総会(1月26日)議事録の承認について 2 令和4年度労使関係セミナーについて 3 令和4年度全国労働委員会会長連絡会議の議題について 4 令和3年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5 日曜労働相談会のPR活動について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1341回	2.24	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1340回定例総会(2月9日)議事録の承認について 2 令和4年度当初予算(案)について 3 日曜労働相談会について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1342 回	3.9	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1341回定例総会(2月24日)議事録の承認について 2 労働争議調停の開始について 3 第147回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催について 4 第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1343 回	3.23	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1342回定例総会(3月9日)議事録の承認について 2 第147回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催について 3 令和4年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 4 「令和4年度労使ネットとっとり広報実施計画(案)」及び「令和4年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画(案)」について 5 調整事件について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1344 回	4.13	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1343回定例総会(3月23日)議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 令和4年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 4 令和4年度全国労働委員会会長連絡会議の開催について 5 第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会議事録について 6 調整事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1345 回	4.27	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1344回定例総会(4月13日)議事録の承認について 2 令和4年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について 3 第147回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 4 第63回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題及び出席者について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1346 回	5.11	各委員 は執務 室等、事 務局は 委員室 (Web 会議)	1 第1345回定例総会(4月27日)議事録の承認について 2 第147回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 3 日曜労働相談会のPRについて 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 「令和4年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画(案)」について 7 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1347 回	5.25	特別会議室及びWebで参加	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1346 回定例総会（5 月 11 日）議事録の承認について 2 令和 4 年度全国労働委員会会長連絡会議中止に伴う代替措置について 3 定例総会の開催方法について 4 第 147 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の運営について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1348 回	6.8	特別会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1347 回定例総会（5 月 25 日）議事録の承認について 2 「労働委員会における I T の利用に関する調査」の実施について 3 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（ブロック提案）について 4 第 63 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 5 第 147 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6 日曜労働相談会の P R について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1349 回	6.22	特別会議室及びWebで参加	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1348 回定例総会（6 月 8 日）議事録の承認について 2 第 63 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 令和 4 年度中国地区労使関係セミナーにおける協賛名義の使用許可について 4 第 4 回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の調査結果概要について 5 日曜労働相談会の P R について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1350 回	7.13	特別会議室及びWebで参加	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1349 回定例総会（6 月 22 日）議事録の承認について 2 全国労働委員会連絡協議会第 2 回運営委員会資料について 3 第 3 回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について 4 日曜労働相談会の実施概要について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1351 回	7.27	県立図書館大研修室及びWebで参加	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1350回定例総会（7月13日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員（使用者委員）の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員（使用者委員）の選任について 4 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員（使用者委員）の選任について 5 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 6 令和4年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修の開催について 7 第63回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 その他
1352 回	8.10	各委員は執務室等、事務局は委員室（Web会議）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1351回定例総会（7月27日）議事録の承認について 2 令和4年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修の開催及び受講者の募集について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他
1353 回	8.24	各委員は執務室等、事務局は委員室（Web会議）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1352回定例総会（8月10日）議事録の承認について 2 第77回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 その他
1354 回	9.14	各委員は執務室等、事務局は委員室（Web会議）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1353回定例総会（8月24日）議事録の承認について 2 第77回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 令和4年度個別労働関係紛争処理制度周知月間のPR活動について 4 令和4年度公労使委員合同研修について 5 公文書開示請求について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1355 回	9.28	特別会議室及びWebで参加	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1354回定例総会（9月14日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 3 第77回全国労働委員会連絡協議会総会について 4 第5回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 その他
1356 回	10.12	特別会議室及びWebで参加	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1355回定例総会（9月28日）議事録の承認について 2 令和3年度決算審査特別委員会等の概要について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 その他

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1357 回	10.26	特別会議室及びWebで参加	1 第 1356 回定例総会（10 月 12 日）議事録の承認について 2 令和 4 年度中国地区労働委員会会長連絡会議等の開催について 3 令和 5 年度当初予算要求方針（案）について 4 令和 4 年度県内企業視察について 5 日曜労働相談会の実施及びPRについて 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1358 回	11.9	特別会議室	1 第 1357 回定例総会（10 月 26 日）議事録の承認について 2 令和 4 年度中国地区労働委員会会長連絡会議等について 3 令和 4 年度県内企業視察について 4 日曜労働相談会の実施概要について 5 出前講座について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1359 回	11.24	特別会議室	1 第 1358 回定例総会（11 月 9 日）議事録の承認について 2 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 個別労働関係紛争あっせん事件について 4 争議行為予告通知及び実情調査について 5 令和 4 年度県内企業視察について 6 その他
1360 回	12.14	特別会議室及びWebで参加	1 第 1359 回定例総会（11 月 24 日）議事録の承認について 2 令和 4 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題等について 3 令和 4 年度公労使委員個別紛争専門研修の概要について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他

(2) 公益委員会議

令和 4 年に公益委員会議は開催されなかった。

(3) 情報公開調整委員会

令和 4 年に情報公開調整委員会は 1 回開催された。

回数	月	場 所	付 議 事 項 等
令和 4 年度 1 回	9 月	(持ち回り開催)	1 公文書開示請求についての対応方針について 2 その他

(4) 個人情報保護調整委員会

令和 4 年に個人情報保護調整委員会は開催されなかった。

(5) 連絡会議

令和4年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所等	検討議題等	出席委員
中国地区労働委員会会長連絡会議	2.2	労働委員室 (Web会議) (島根県労委)	1 組合員の利益代表性(労働組合法第2条但書第1号)の判断方法等について (広島県労委) 2 令和3年の不当労働行為事件、労働争議の調整(あっせん)及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について (平成29年度会議での決定議題) 3 情報交換「中央労働委員会の再審査命令について～中央労働委員会の再審査命令と各県労働委員会の命令との比較～」 (山口県労委)	三谷会長 浦木代理
第147回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5.31	広島県広島市中区中島町「広島国際会議場」	講演「団体交渉の意義と労働委員会の役割についてー山形大学事件最高裁判決を契機として」 (広島県労働委員会公益委員 山川 和義氏) 1 利益代表性(労働組合法2条ただし書1号)について (広島県労委) 2 外国人が紛争当事者の場合のあっせんでの対応について (広島県労委)	三谷会長 浦木代理 澤田委員 本川委員 江尻委員 岸田委員
第63回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7.12	岡山県岡山市北区下石井「ピュアリティまきび」	1 使用者側からあっせん申請がなされた場合の対応について (広島県労委) 2 査定差別事件における立証責任の分配及び審査手続の運営について (岡山県労委) 3 意見交換「個別労働紛争での労働相談やあっせん以外の解決方法について」 (香川県労委)	三谷会長

会議名	月日	場所等	検討議題等	出席委員
第77回全国労働委員会連絡協議会総会	11.17 ～18	東京都渋谷区代々木神園町「国立オリンピック記念青少年総合センター」	講演「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」 (前中央労働委員会会長 山川 隆一氏) 1 労働委員会の広報活動について (中国ブロック) 2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について (中労委) 3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について (関東ブロック)	三谷 会長 浦木 代理 本川 委員 田中 委員 江尻 委員 西本 委員

例年開催されてきた以下の会議は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により次のとおりとされた。

会議名	月日	場所	対応
全国労働委員会会長連絡会議	6.10	岩手県	中止

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所等	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2.2	労働委員室 (Web会議) (島根県労委)	1 令和3年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について (島根県労委) 2 令和4年度中国地区労働委員会事務局審査担当職員研修計画案について (鳥取県労委) 3 令和4年度中国地区労働委員会事務局調整担当職員及び個別担当職員研修計画案について (山口県労委) 4 報告事項「令和4年度中国地区労働委員会諸会議開催計画について」 (島根県労委)	島田 局長 田崎 主幹

会議名	月日	場所等	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8.1	労働委員室 (Web会議) (鳥取県労委)	講演「和解手続の進め方について」 (中央労働委員会事務局) 議題検討 1 審査期日外における事務局並びに審査委員及び参与委員の関与について (岡山県労委) 2 非違行為又は業務命令違反行為を理由とする解雇において、使用者に組合嫌悪意思が認められる場合の不当労働行為の認定について (広島県労委) 事例研究 不当労働行為審査事件 1事例	太田局長 山添次長 田崎主幹 河上主事 山根主事
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.30	労働委員室 (Web会議) (山口県労委)	議題検討 都道府県労働委員会におけるIT化に向けての取組について (島根県労委) 事例研究 集団的労使紛争調整事件 2事例 個別的労働紛争調整事件 2事例 意見交換 1 精神障害者等を当事者とするあっせん申請について (岡山県労委) 2 労働基準法違反(時間外手当の未払い)の内容を含むあっせん申請がなされた場合の取扱いについて (島根県労委ほか)	西尾主事 河上主事 山根主事
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11.28	東京都港区芝公園「労働委員会会館」	1 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について 2 審査人材の確保・育成について 3 ウェブ会議による調査について 4 報告事項「労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について」	田崎主幹 前田主幹
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11.29	東京都港区芝公園「労働委員会会館」	1 都道府県労働委員会からの事例報告 2 都道府県労働委員会からの業務報告	前田主幹 田崎主幹

例年開催されてきた以下の会議は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により次のとおりとされた。

会 議 名	月日	場 所	対 応
全国労働委員会事務局長連絡会議	6.9	岩手県	中止

(6) その他の会議

- ・鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議
「第7章 4 個別労働紛争解決制度関係機関の連携（2）」にて詳細記載

第2章 不当労働行為の審査

概 況

令和4年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、平成17年1月施行の労働組合法改正以降継続した事件は、平成18年に1件、平成23年に1件の係属があり、両事件ともに関与和解により終結したものである。

第3章 労働組合の資格審査

1 概況

令和4年中に当労働委員会が取り扱った労働組合資格審査はなかった。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成20年～令和4年申請理由別一覧表

申請理由 年別	委員推薦	不当労働 行為救済 申立	法人登記	総会決議	計	備考
平成20	1	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	0	
23	3	1	—	—	4	
24	—	—	1	—	1	
25	3	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	3	
2	—	—	1	—	1	
3	2	—	—	—	2	
4	—	—	—	—	0	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(2) 平成20年～令和4年処理区分別一覧表

処理区分 年 別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
平成 20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	
23	3	—	1	—	—	4	
24	1	—	—	—	—	1	
25	3	—	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	—	3	
2	1	—	—	—	—	1	
3	2	—	—	—	—	2	
4	—	—	—	—	—	0	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

1 概況

令和4年中に係属した調整事件は、新規係属事件が1件であった。調整区分は調停で、申請者は組合であった。業種は宿泊業であり、調整事項は解雇に伴う雇用の維持等に関するものであった。

当該事件は令和4年中に終結し、終結区分は解決であった。

2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申請者	調整事項	開始 月日	終結月日 終結区分	調整 回数	調整員
1	X争議	調停	3.4 組合	解雇に伴う雇用の維持等	3.9	3.25 解決	1	(公)三谷 (労)田中 (使)宮城

3 取扱事件概要

(1) 令和4年(調)第1号

X争議調停事件

申請者	X労働組合				
被申請者	X				
業種	宿泊業	組合員数	12名		
開始事由	組合申請				
申請月日	3月4日				
開始月日	3月9日				
終結月日	3月25日				
終結事由	解決	調整回数	1回	所要日数	17日

ア 調整事項

解雇に伴う雇用の維持等

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

- ・解雇等について、労働協約に基づく労働組合への事前協議が行われていない。
- ・職員の再就職支援が行われていない。
- ・職員に対し、解雇に伴う生活保障としての一時金の支給を求める。

(イ) 使用者の主張

- ・職員に対する事前説明を行っている。
- ・職員の再就職支援を行っている。
- ・職員に対し、一定額の金銭支給を予定している。

ウ 調停の経過

- ・3月9日 調停委員を指名し、調停を開始した。
- ・3月16日 調停委員会を開催し、調停案を提示した。
- ・3月25日 労使双方が調停案を受諾し、事件は解決した。

第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は23件で、昨年より1件多かった。

調査開始事由は、労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが21件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが21件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は26件で、昨年より1件多かった。

予告通知者を業種別にみると、病院業が8件、道路貨物業が4件、港湾業が6件、航空業が1件、陸上旅客業が4件、電気・ガス業が1件、通信業が2件であった。

2 労働争議実情調査一覧

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
1	因伯通運争議（建交労）	鳥取市	夏季一時金等	2.14	7.1	解 決
2	日ノ丸西濃運輸争議（建交労）	鳥取市	夏季一時金等	2.14	4.6	解 決
3	鳥取医療生協争議	鳥取市	賃上げ等	3.1	3.22	解 決
4	メディコープとっとり争議	鳥取市	賃上げ等	3.1	3.14	解 決
5	三朝温泉病院争議	三朝町	賃上げ等	3.1	4.6	解 決
6	米子医療生協争議	米子市	賃上げ等	3.1	7.6	解 決
7	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃上げ等	3.11	4.1	解 決
8	NX海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	賃上げ等	3.14	4.18	解 決
9	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	賃上げ等	3.14	7.1	解 決
10	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	3.22	5.9	解 決
11	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	賃上げ等	4.13	4.13	解 決
12	済生会境港総合病院争議	境港市	夏季一時金等	5.18	7.4	解 決
13	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	夏季一時金等	6.1	7.1	解 決
14	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	夏季一時金等	6.8	7.5	解 決
15	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	10.21	12.12	解 決
16	鳥取医療生協争議	鳥取市	年末一時金等	11.1	11.18	解 決
17	メディコープとっとり争議	鳥取市	年末一時金等	11.1	11.18	解 決
18	三朝温泉病院争議	三朝町	年末一時金等	11.1	11.29	解 決
19	米子医療生協争議	米子市	年末一時金等	11.1	11.29	解 決
20	因伯通運争議（運輸労連）	鳥取市	年末一時金等	11.1	12.6	解 決

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
21	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	冬季一時金等	11.14	11.30	解 決
22	日ノ丸自動車争議	鳥取市	労働条件改善等	11.22	11.29	解 決
23	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	労働条件改善等	12. 6	12.28	解 決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	全日本建設交運一般労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.10	2.25	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
2	国鉄労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2.14	2.25	
3	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東京都	中労委	賃上げ等	2.21	3.10	西日本米子地方本部 (建交労鉄道)
4	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	統廃合反対等	2.22	3. 9	山陰労災支部
5	全国電力関連産業労働組合総連合	東京都	中労委	賃上げ等	2.28	3.11	
6	全日本港湾労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 1	3.16	境港支部
7	エヌ・ティ・ティ労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 3	3.14	
8	情報産業労働組合連合会 KDDI 労働組合 (KDDI 株式会社)	東京都	中労委	2022 春闘要求	3. 4	3.16	
9	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3. 4	3.18	因伯通運労働組合
10	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取県	鳥取県	賃上げ等	3. 1	3. 9	鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
11	日本私鉄労働組合総連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3. 7	3.18	日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー
12	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	賃上げ等	3.18	4. 1	境港病院支部

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
13	全国港湾労働組合連合会	東京都	中労委	労働条件改善等	3.18	3.29	境港支部
14	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	夏季一時金等	5. 9	5.20	境港病院支部
15	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	夏季一時金等	5.27	6.10	因伯通運労働組合
16	全日本空輸乗員組合	東京都	中労委	合併に関する要求	6. 6	6.17	
17	全日本港湾労働組合日本海地方本部	新潟県	新潟県	夏季一時金等	6.10	7. 1	境港支部
18	全日本港湾労働組合関西地方本部	大阪府	大阪府	夏季一時金等	6.15	6.27	日ノ丸西濃運輸
19	全国労災病院労働組合	東京都	中労委	賃金・一時金等	9.26	10.13	山陰労災支部
20	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時金等	10.7	10.27	境港病院支部
21	全日本国立医療労働組合	東京都	中労委	賃金・労働条件改善等	10.18	11.10	
22	全日本運輸産業労働組合連合会	東京都	中労委	年末一時金等	10.28	11.10	因伯通運労働組合
23	鳥取県医療労働組合連合会	鳥取県	鳥取県	年末一時金等	11.1	11.9	鳥取医療生協労働組合・メディコープとっとり労働組合・三朝温泉病院労働組合・米子医療生協労働組合
24	全日本港湾労働組合関西地方本部	大阪府	中労委	冬季一時金等	11.2	11.18	日ノ丸西濃運輸
25	全日本港湾労働組合日本海地方本部	新潟県	中労委	冬季一時金等	11.9	11.26	境港支部
26	日本私鉄労働組合総連合会	東京都	中労委	労働条件改善等	11.16	11.27	日ノ丸自動車支部 日ノ丸ハイヤー

第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和4年における相談内容及び対応状況は以下のとおりである。

ア 相談内容

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
370	72	41	129	92	36

イ 対応状況

件数 (実数集計)	対応状況 (実数) [件]			
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介
248	217	1	4	26

(2) 関係機関による日曜労働相談会の開催 (年3回、県内3地区一斉開催)

労働委員会が行う労働相談のPRを通じて「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、2月については中止したが、6月及び10月については、予約制とし感染症対策を講じた上で、県中小企業労働相談所 (みなくる鳥取・倉吉・米子)、日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会及び鳥取県弁護士会と共催した。

ア 2月

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、中止した。

イ 6月【島根県と共同開催】

東部	日 時	令和4年6月26日(日) 午前10時から午後1時45分まで
	会 場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
中部	日 時	令和4年6月26日(日) 午前10時から午後1時45分まで
	会 場	倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
西部	日 時	令和4年6月26日(日) 午前10時から午後1時45分まで
	会 場	米子コンベンションセンター(米子市末広町)
部	相談対応者	(公)浦木会長代理、(使)岸田委員
部	相談対応者	(労)澤田委員、矢田委員
部	相談対応者	(公)杉山委員

(参考) 島根県労働委員会の相談会：同日、出雲市内で実施

ウ 10月【島根県と共同開催】

東部	日 時	令和4年10月30日(日) 午前10時から午後2時15分まで
	会 場	県民ふれあい会館(鳥取市扇町)
中部	日 時	令和4年10月30日(日) 午前10時から午後2時15分まで
	会 場	倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
西部	日 時	令和4年10月30日(日) 午前10時から午後2時15分まで
	会 場	国際ファミリープラザ(米子市加茂町2丁目)
部	相談対応者	(労)安養寺委員
部	相談対応者	(公)濱田委員
部	相談対応者	-

(参考) 島根県労働委員会の相談会：同日、松江市内で実施

2 個別労働関係紛争あっせん事件

令和4年中の新規申請は29件で、全てが労働者からの申請であり、そのうち25件が終結した。終結区分は解決17件、取下1件、打ち切り7件であった。

【あっせん事件一覧】

事件番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
4-1	R4 1.17 労働者	離職に関する話合い	R4 1.17	2.3 解 決	1回	18日	(公)三谷 (労)田中 (使)宮城
4-2	1.25 労働者	就労に関する話合い	1.25	2.19 解 決	1回	26日	(公)濱田 (労)本川 (使)名越
4-3	2.10 労働者	退職勧奨に関する話 合い	2.14	4.6 打切り	1回	56日	(公)門脇 (労)澤田 (使)江尻
4-4	3.7 労働者	解雇に関する話合い	3.8	4.13 関与解決	-	38日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
4- 5	3.7 労働者	解雇に関する話合い	3. 8	4.11 関与解決	—	36 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城
4- 6	3.7 労働者	解雇に関する話合い	3. 8	3.29 関与解決	—	23 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城
4- 7	3.7 労働者	解雇に関する話合い	3. 8	4.20 関与解決	—	45 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城
4- 8	3. 8 労働者	雇止めに関する話合 い	3. 8	4. 4 打切り	—	28 日	(公)濱田 (労)矢田 (使)江尻
4- 9	3.30 労働者	一時金に関する話合 い	3.30	5. 6 解 決	1 回	38 日	(公)三谷 (労)田中 (使)竹上
4-10	4. 4 労働者	労働条件に関する話 合い	4. 4	7.25 解 決	3 回	113 日	(公)三谷 (労)本川 (使)江尻
4-11	4.15 労働者	就労に関する話合い	4.15	6. 4 解 決	1 回	51 日	(公)門脇 (労)矢田 (使)竹上
4-12	5. 9 労働者	離職に関する話合い	5. 9	6.13 解 決	1 回	36 日	(公)三谷 (労)澤田 (使)江尻
4-13	5.23 労働者	離職に関する話合い	5.23	6.29 解 決	1 回	38 日	(公)山本 (公)入江 (労)田中 (使)宮城
4-14	6. 1 労働者	離職に関する話合い	6. 1	6.24 打切り	—	24 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城
4-15	6.27 労働者	職場環境に関する話 合い	6.27	7.26 解 決	1 回	30 日	(公)山本 (労)本川 (使)名越
4-16	6.27 労働者	職場環境に関する話 合い	6.27	7.26 解 決	1 回	30 日	(公)山本 (労)本川 (使)名越
4-17	6.27 労働者	職場環境に関する話 合い	6.27	7.26 解 決	1 回	30 日	(公)山本 (労)本川 (使)名越
4-18	7. 4 労働者	復職に関する話合い	7. 4	8.19 打切り	1 回	47 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)岸田

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
4-19	9.12 労働者	労働条件に関する話 合い	9.12	10.25 打切り	1回	44日	(公)三谷 (労)澤田 (使)岸田
4-20	9.14 労働者	離職に関する話合い	9.14	10.11 解 決	1回	28日	(公)濱田 (労)本川 (使)江尻
4-21	9.28 労働者	就労に関する話合い	—	10.25 取下げ	—	28日	(公)— (労)— (使)—
4-22	10.4 労働者	離職に関する話合い	10.4	11.17 関与解決	—	45日	(公)山本 (労)田中 (使)竹上
4-23	10.18 労働者	懲戒処分に関する話 合い	10.19	10.28 打切り	—	11日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)西本
4-24	10.21 労働者	労働条件に関する話 合い	10.21	11.28 関与解決	—	39日	(公)三谷 (労)田中 (使)西本
4-25	11.11 労働者	立替金に関する話合 い	11.14	12.8 打切り	—	28日	(公)濱田 (労)本川 (使)名越
4-26	11.25 労働者	退職に関する話合い	11.25	次年繰越			(公)山本 (労)矢田 (使)西本
4-27	12.5 労働者	退職手続きに関する 話合い	12.5	次年繰越			(公)濱田 (労)澤田 (使)西本
4-28	12.9 労働者	賠償に関する話合い	12.9	次年繰越			(公)三谷 (労)安養寺 (使)西本
4-29	12.13 労働者	職場環境に関する話 合い	12.13	次年繰越			(公)山本 (労)本川 (使)名越

第7章 労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動

1 概況

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と事業主との間で労働関係上の紛争が増加していることを受け、個別労働紛争の未然防止を図り、迅速な解決を促進することを目的として、平成14年に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行され、この条例に基づいて鳥取県労働委員会による個別労働関係紛争あっせん制度が整備された。

労働委員会の「あっせん」と労働相談を分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21年度からは労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置し、これに「労使ネットとっとり」の愛称をつけ、県民に直接届く情報提供に努めている。

令和4年末までに470件を超えるあっせんを取扱っているが、労働委員会が行う労働相談や「あっせん」等に対する県民の認知度はいまだ高いとは言えないのが現状である。

このため、以下の広報基本方針を定め、可能な限り幅広い広報手段を通じて、個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の労働相談受付や「あっせん」等について、県内に働く一人ひとりの労働者や事業主に届くよう積極的な周知に努めた。

2 周知広報活動

(1) 広報の基本方針

ア 広報内容

個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の存在に加えて、その特長である、①公益側委員、労働者側委員、使用者側委員の三者構成のあっせん員が調整の任に当たること、②あっせん員・事務局職員が現地に出向く現地主義であること、③解決が見込まれる場合には（時間や回数の制限なく）何度でもあっせんを行うことの3点と、これまでの解決率、平均処理日数、被申請者の参加率等の実績についても広報・PRする。

イ 集中広報期間等

「労使ネットととりの日」（平成24年6月13日第1107回総会決定）の6月10日がある6月、全国労働委員会連絡協議会の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」である10月に集中的に広報を行うとともに、該当月については、地方紙の発行エリア、民放テレビ、ラジオのローカル局の放送エリアが重なる島根県と共同した広報・PR活動を行う。

ウ 広報媒体等

- 引き続き可能な限り多くの広報媒体の利用を検討するとともに、リーフレットの作成や、新聞広告の掲載、県庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出等、県民により親しみやすい方法で広報する。
- 県内の高校で卒業を控えた高校3年生に対して、一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会発行の冊子「THE社会人」と併せて労使ネットととりのクリアファイルを配布するなど、「未来の労働者」に対する労働教育、紛争の未然防止等の観点からPRをしていく。
- 県民や事業者に労働委員会の個別労働関係紛争あっせん制度や、労働相談の認知度を一層

高めることを目的として、「労使ネットとっとり」啓発ステッカーを作成し、県庁舎等の公共施設や掲示協力企業に送付する。ステッカーを身近な場所に掲示することで、労働者・事業者、若年世代が親しみをもつとともに職場環境の改善等に対する関心を高める。

(2) 主な周知広報活動

ア 労働相談会の取組み

- 関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）
「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1（2）」にて詳細記載

イ 労働相談会等の周知広報活動

①新聞広告（鳥取県からのお知らせ）

地区	掲載日	媒体	告知内容
全域	2月10日（木）	日本海新聞 山陰中央新報	フリーダイヤル・労働相談 2月27日（日）日曜労働相談会
〃	6月9日（木）	〃	フリーダイヤル・労働相談 6月26日（日）日曜労働相談会

②新聞タウン情報誌

地区	日程	媒体	告知内容
鳥取県内全域、島根県安来市、兵庫県但馬地方	〈県西部版〉 1月27日（木） 〈県東中部版〉 2月10日（木）	日本海新聞 タウン情報誌 「うさぎの耳」	労使ネットととりの周知 （フリーダイヤルでの相談） 2月27日（日）日曜労働相談会
〃	5月26日（木）	〃	〃 6月26日（日）日曜労働相談会
〃	10月13日（木）	〃	〃 10月30日（日）日曜労働相談会

パワハラ・セクハラ・解雇・配置転換など…職場の悩み

労働相談会

無料
秘密厳守

とき **10月30日**
10:00～15:00

場所
東 県民ふれあい会館（鳥取市扇町21）
中 倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）
西 米子コンベンションセンター（米子市末広町294）

予約制
【申込期限】10月26日 17:15

以下ご連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とりネット（県ホームページ）にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。
【ホームページ】<https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/> 【労使ネットとっとり】

0120-77-6010

鳥取県労働委員会個別労働紛争解決支援センター ※平日（8:30～17:15）も労働相談を受け付けています。 予約用QRコード

●場所：鳥取市東町1丁目271（鳥取県庁第2庁舎7階） ●受付：平日8:30～17:15

労働問題に詳しい
専門家が対応!

労働者・雇用主、
どなたでも
ご相談いただけます

感染予防 新型コロナウイルス感染症対策を実施していますので、ご協力をお願いします。

- 発熱症状があるなど体調のすぐれない方の参加をお断りします。
- 当日はマスクの着用をお願いします。
- 手指消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止となる場合があります。

共催/鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所みなくる、労使ネットとっとり

③ケーブルテレビ・ラジオにおけるCM告知

労働相談会の告知及び労使ネットとっとりのホームページへのアクセスを促すスポットCMを繰り返し放送した。

媒体	放送局	放送期間		
ケーブルテレビ	日本海ケーブルネットワーク (NCN)	2月14日(月)	6月13日(月)	10月17日(月)
	鳥取中央有線放送 (TCC)	~	~	~
	中海テレビ	2月18日(金)	6月17日(金)	10月21日(金)
ラジオ	FM山陰	2月13日(日)	6月12日(日)	10月16日(日)
		~	~	~
		2月22日(火)	6月21日(火)	10月25日(火)

④懸垂幕・横断幕の掲出

地区	場所	媒体	掲出期間	告知内容
東部	県議会棟 (鳥取市東町)	横断幕	1月31日(月)から 3月4日(金)まで	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか?労使ネットと とっとり~雇用のトラブル まず 相談~」労使ネットとっとりのロ ゴマーク相談フリーダイヤル
			5月23日(月)から 7月1日(金)まで	
			9月20日(火)から 11月4日(金)まで	
中部	中部総合事務所 (倉吉市東巖城町) 倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町)	懸垂幕	1月31日(月)から 2月27日(日)まで	
			6月4日(土)から 6月26日(日)まで	
			9月27日(火)から 10月30日(日)まで	
西部	米子市営武道館 (米子市糺町)	横断幕	1月31日(月)から 2月27日(日)まで	
			5月27日(金)から 6月26日(日)まで	
			9月27日(火)から 10月30日(日)まで	

⑤その他相談会の周知広報活動

- 市町村広報紙におけるお知らせの掲載
 - 関係機関に対するチラシの配布
 - ※電子申請による予約用のQRコードを掲載
- 〔主な配布先〕

国、県、市町村窓口（労働関係、相談関係等）、
 図書館、社会福祉協議会、労働者団体（労働組合等）、
 使用者団体（経営者協会、商工会議所、商工会、青年会議所等）、
 大学・専門校、県内高等学校・特別学校等（就職希望の卒業生に対して配布）

- 県政記者クラブに対する報道資料提供
 - 関係各所の関係機関広報誌またはホームページでの告知依頼
- 〔主な依頼先〕

市町村、共催機関、労働関係団体、経営者団体等

- 労使ネットとっとり公式ホームページによる告知
- Twitter・FacebookでのSNSによる情報発信

<チラシ>

無料 秘密厳守
労働相談会
 2022年
10月30日(日)
 10:00~15:00
 ・労働問題に詳しい**専門家**が対応！
 ・労働者・雇用主、どなたでもご相談いただけます。
 ・予約制！
 <申込期限>
 10月26日(水)17:15
 聞くゾウくん
 鳥取県労働委員会個別労使紛争解決センター

【場所】
 ◇東部◇ 県民ふれあい会館 (鳥取市番町21番地)
 ◇中部◇ 倉吉未来中心 (倉吉市駐守町212-5)
 ◇西部◇ 米子コンベンションセンター (米子市末広町294)

【予約・問合せ先】
 以下の連絡先にお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とっとりネット（県ホームページ）にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。
 ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/rouai/> ⇒ 労使ネットとっとり
労使ネットとっとり 0120-77-6010
 (鳥取県労働委員会個別労使紛争解決センター)
 鳥取市番町1丁目271 (鳥取県庁第2庁舎7階)
 受付時間 平日8:30~17:15

新型コロナウイルス感染症対策を実施していますので、ご協力をお願いします。
 ○発熱症状があるなど体調のすぐれない方の参加をお願いします。
 ○会場はマスクの着用をお願いします。
 ○手洗い・消毒、検温シートにご協力をお願いします。
 ※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止となる場合があります。

共催機関 鳥取県弁護士会、鳥取労働地、定クラス地裁、鳥取県社会保険労務士会、労使ネットとっとり、鳥取県中小企業労働相談所

ウ 労働相談窓口の周知ステッカーの作成及び掲示

地区	作成枚数	掲示箇所	周知内容
全域	周知ステッカー (2種類、計10,000枚)	トイレ、洗面所周辺等の利用者の目に届きやすい場所	労使ネットとっとり フリーダイヤル

当労働委員会の実施する労働相談の窓口を広くPRするため、平成28年に周知ステッカーを作成し、令和4年も引き続き県内の公共施設等に掲示の依頼を行った。

※なお、県知事賞を受賞した「聞くゾウくん」を鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター（愛称「労使ネットとっとり」）の公式マスコットキャラクターとして活用

<p>ver.1 「あなたの話を聞くけんね」</p> <p>公共施設用</p>	<p>ver.2 「職場を笑顔いっぱいにしようで」</p> <p>事業所用</p>
---	---

〔掲示先〕

1 公共施設

県庁（本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、県立ハローワーク）、市町村役場（北栄町以外）、とりぎん文化会館、米子コンベンションセンター

2 県内企業・店舗

株式会社いない、イオンリテール株式会社（イオン日吉津店、イオン米子駅前店、イオン鳥取北店）、株式会社ポプラ、株式会社ファミリーマート、株式会社サンマート 等



<とりぎん文化会館>



<鳥取県庁>

エ 「未来の労働者・使用者（県内高校生）」向けの広報

クリアファイルの配布（未来の労働者・使用者である高校生向け啓発）

地区	日程	媒体	告知内容
全域	12月中旬	クリアファイル5,400部	労使ネットとっとり周知 フリーダイヤル・労働相談

未来の労働者・使用者に対する労働紛争の未然防止、労働教育に役立つよう、就職・進学を控えた県内の高校3年生全員に対し、県中小企業労働相談所（みなくる）編集の「THE社会人」に併せて労使ネットととりのクリアファイルを配付し、「労働関係の専門機関」としての周知を図った。

オ その他

10月には全国労働委員会連絡協議会における、個別労働関係紛争処理制度周知月間であり、前記（1）及び（2）の周知活動のうち、10月に実施した取組みは共同PR事業として位置づけている。

3 出前講座

これから社会に出ていく高校生や大学生などの、未来の労働者又は事業主に対する労働教育、労使紛争の未然防止及び労働委員会の認知度向上を目的として、出前講座を令和4年に1回開催した。

◆鳥取県立境港総合技術高等学校における出前講座

日 程：令和4年12月20日（火）、21日（水）、22日（木）

場 所：境港総合技術高等学校 会議室

講 師：（労）田中委員、（使）江尻委員、竹上委員

参加者：3年生134名、教諭

【概要】

○講座①（12月20日～22日）

テーマ：「THE社会人 ～働くときの基本ルール～」

講 師：田中委員

労働委員会の役割、全国や鳥取県の労働相談の状況について説明した後、「THE社会人」の冊子を用いながら、働くことの意義、ブラック企業の見分け方、労働条件通知書を確認することの大切さ、働く前に知っておいてほしいワークルールなどについて、講義を行った。

また、働き始めてから困った時の相談窓口について紹介した。

○講座②（12月20日）

テーマ：「社会人デビューに必要なワーク・ルールとビジネスマナー」

講 師：竹上委員

生徒から事前に聴き取った、対人コミュニケーションに関する不安などに触れながら、信頼関係構築において挨拶が果たす役割の重要性などをはじめとして、ビジネスマナーの意義や重要なポイントについて講義を行った。

また、席次のきまりについて、応接の際の席順等を例示しながら紹介した。

○講座③（12月21日、22日）

テーマ：「人生の勝利者を目指す」

講 師：江尻委員

海外を訪問した際のエピソードを国ごとに紹介し、外国人実習生の現状について触れた後、「金持ちより人持ちになろう」、「社会の一隅を照らす人になろう」などの、よい人生を送るための心得について、自身の経験をもとに様々なアドバイスをを行い、生徒を激励した。

○生徒からは、「この講座で学んだことを活かして、社会に貢献できるように頑張っていきたいと思います」などの謝辞があったほか、今後の社会人生活のみならず人生そのものについての気付きも含め、本講座で学んだ内容に係る様々な感想が寄せられた。



ワークルールの講座



大切なポイントを解説



ビジネスマナーの講座



大事な基礎を解説



人生の勝利者を目指す 講座



経験に裏打ちされたアドバイス

4 個別労働紛争解決制度関係機関の連携

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が連携して、以下の取組を実施した。

(1) 関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）

「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1 (2)」にて詳細記載

(2) 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議(庶務：鳥取労働局)

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換や円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、各機関・団体との連携強化を図り、もって労働関係紛争の解決の促進に資することを目的としてこれらの機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、原則年1回の定例会議を開催することとしているが、本年の開催はなかった。

5 委員寄稿文

労委労協(2022年3月号)鳥取県労働委員会労働者委員寄稿

<会員交流>

「労使ネットとっとり」の取組み

矢田 仁志（鳥取県労働委員会労働者委員）

2020年5月に労働者委員の任命を受けて2年が経過しようとしています。

これまでに担当した事件は、個別労働紛争あっせん事件が5件です。中央労働委員会主催の研修会を毎年受講するなど、労働者委員として必要な知識を深めるため、日々研鑽を積んでいますが、その成果を発揮する機会はまだまだ多くはありません。これから多くの事件を担当し、労働者委員の立場から、労使紛争の解決と安定した労使関係の構築に寄与していくとともに、コロナ禍での厳しい労働環境で働く労働者をしっかりと支えていきたいと考えているところです。

さて今回は、私が労働委員として活動している鳥取県労働委員会「労使ネットとっとり」（鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター）の取組みを紹介させていただきます。

鳥取県では、2002年3月に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を制定し、紛争解決支援サービスがスタートしました。鳥取県労働委員会では、紛争解決支援サービスを重要な任務と位置づけて、その周知や利用促進を図っていますが、「労働委員会」という名称は紛争解決支援サービスの提供を受ける労働者や事業主にとって、あまりなじみがないと考えられます。そこで、利用者にわかりやすく、親しみやすいものとなるよう、2009年に「鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター」を創設しました。さらに公募により「労使ネットとっとり」という愛称と「ロゴマーク」のデザインを決定し、紛争解決支援サービスの周知と利用促進を図っているところです。

まず、周知広報活動についてです。毎年度3回開催する日曜労働相談会に併せ、テレビ、ラジオ、新聞、タウン情報誌、SNS、県内市町村広報誌などを通じて「労使ネットとっとり」を幅広く広報しています。

テレビやラジオの番組には労働委員会委員も出演します。特にラジオの生放送番組では、放送局のスタジオでの労働者委員と使用者委員との掛け合いトークで、楽しくわかりやすく「労使ネットとっとり」を紹介し、好評を博していますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策により、委員の出演は取りやめています。

日曜労働相談会は、鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」との共催により、毎年度6月、10月、2月頃に、県内3カ所で開催しています。「労使ネットとっとり」からは各地区2名、計6名の委員が参加して、相談対応を行っています。労働者からだけではなく、使用者からも相談があり、また相談内容も人間関係から社会保険のことまで幅広いものとなっています。他の機関から参加されている相談員と一緒に、相談者にとって最善と思われる助言を行っています。

次に、出前講座についてです。これから社会に出ていく高校生などを対象に、未来の労働者への労働教育、労使紛争の未然防止や「労使ネットとっとり」の認知度向上などを目的として

労働委員会委員が学校に出向いて講義を行っています。労働者委員、使用者委員双方が講師となって、生徒たちに社会人としての心構えやワークルール、ビジネスマナー、困ったときの対処方法や相談先などについて話をしています。昨年度、本年度とも3校の高校で実施しました。学校によっては、3日間続けての講座開催となったところもあるなど、毎年、先生や生徒から高い評価をいただいています。生徒からは、「ワークルールやビジネスマナーを知ることができてよかった」「社会人になる不安が和らいだ」「自分を守るために必要な知識をもつ大切さがわかった」「講師のような人生経験をしたい」などの感想をいただいております。講師を務める委員もやりがいを感じているところです。生徒たちが社会人となったあと、困難に直面した際には、講師の話の思い出を思い出し乗り越えてほしいと願っているところです。

最後に、労働紛争予防セミナーの開催についてですが、私が委員就任以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催していません。直近の開催は、2020年2月です。その際には、中央労働委員会公益委員（当時）で慶応義塾大学大学院教授の森戸英幸先生から『働き方改革』の意味するもの』についての基調講演をいただき、その後、労働委員会委員が出演して模擬あっせんを行いました。老人介護福祉施設でのパワーハラ事件を想定し、あっせんとはどのようなものであり、あっせん当日はどのような流れで進められて行くかなどについて、出演した労働委員会委員がそれぞれ個性を発揮して、参加者にわかりやすく具体的に演技しました。参加者からは、「あっせんについてのイメージがわかかなかったが、模擬あっせんを見てイメージができ、大変参考になった」「自然体でわかりやすく、楽しく学ばせてもらった」などの感想が寄せられました。また、この模擬あっせんを見たことがきっかけで、実際にあっせん申請につながった案件もありました。一日も早く、またセミナーが開催できる状況になる日を願うばかりです。

以上のような取組みを通じて、「労使ネットとっとり」をより多くの皆様に知っていただき、いざという時に頼りにしていただける「労使ネットとっとり」でありたいとの想いで日々活動しています。

最後になりますが、近年、同一労働同一賃金をはじめとする働き方改革や、パワーハラスメント、育児休業に関するものなど、労働者に大きな影響を及ぼす法令の改正が続いています。こうした改正に実効性をもたせ、労働者の労働環境の改善や向上、さらには、安定した労使関係の構築につなげていくために、それぞれの内容についてのしっかりとした労使間での話し合いやルールづくりが必要であると感じています。こうした点についても、これまでの長年にわたる労働組合活動での経験を活かし、寄与していきたいと考えています。

